

帝京科学大学障がい学生支援に関する基本方針

障がいのある学生に対し、一人ひとりの状態・特性に応じた合理的配慮を提供し、学生に適した総合的な支援を行います。

障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共に学びあう大学として障がい学生支援の充実に努めます。

本基本方針は、本学の障がい学生支援に資することを目的とし、障がいのある学生に対する修学支援に関する基本事項を定めたものです。

○ 機会の確保

障がいのある学生が障がいを理由に修学を断念することがないように、一人ひとりの状態・特性に応じた合理的配慮を提供し、修学機会を確保するように努めます。加えて、高等教育機関として、高い教養と専門的能力を培えるよう、教育の質を維持し、卒業後の自立と社会参加につながる支援を行います。

○ 情報公開

本学に関係する全ての人（本学進学希望者を含む）に対し、本学の障がい学生支援に関する情報をホームページなどで公開します。

○ 決定過程

障がいのある学生本人の要望に基づいた調整を行うように努めます。なお、決定にあたっては、本人・大学双方の対話による相互理解を通じて、合意形成に努めます。

○ 教育方法等

コミュニケーション上の配慮、公平な試験、公平な成績評価など、障がいを理由に不利にならないよう配慮を行います。

○ 支援体制

障がいのある学生の支援を全学的に行うために、学生の所属する学科及び総合学生支援センターを中心に学生の修学に関わる関係部署等が連携しながら、総合的な支援を行います。

○ 施設・設備

学内環境のバリアフリー化を目指します。

○ 研修・理解促進

本学は、在籍する学生及び教職員に対し、障がいを理由とする差別の解消の推進を図るため、必要な教育・啓発活動に努めます。